

伊達市地域公共交通計画（案）に係るパブリック・コメントの実施結果について

実施結果

1名の方から4件の意見提出があった。
意見及び意見に対する考え方は下記のとおり。

パブリック・コメント概要

実施期間 令和2年11月20日（金）～令和2年12月4日（金）
公表場所 市ホームページ、市長直轄総合政策課、各総合支所総務担当窓口（保原総合支所を除く）
対象者 市の区域内に住所を有する者
市の区域内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体
市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
市の区域内に存する学校に在学する者
提出方法 書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール

意見内容及び意見に対する考え方

No	該当ページ・項目	意見内容	意見に対する考え方
1	P80	隣接市町村との連携の他、阿武隈急行直通でつながることができる仙台市との連携を希望します。	阿武隈急行線は他自治体にも関係しており、利用促進等には広域的な連携も必要であることから、P80実施主体の欄に「関係自治体」を追加。
2	P85～91	7. 基本理念「・・・地域公共機関の提供」をするのが、誰かわからないので、提供者がいるのなら明確にしてください。役割分担があると思われるのですが、とても不明瞭に感じます。	P68基本理念「市民の日常生活を支える持続可能な地域公共交通の提供」で利用者に公共交通を提供していくという考え方を示し、P70公共交通ネットワーク形成の基本的な考え方で公共交通機関の役割分担を位置づけ、P93マネジメント推進体制において「行政」「交通事業者」「市民」「関係機関」の役割を明確化し、連携を図りながら計画目標達成に向け取り組んでいくとしている。

3	P93	<p>・本計画のマネジメント（進捗管理や成果の把握など）は、「伊達市地域公共交通活性化協議会」が取り組みの実施等・・・協議します。</p> <p>を協議だけではなく、公表していただくことはできますか。すでに公表されているのでしょうか。</p> <p>→・本計画のマネジメン（進捗管理や成果の把握など）は、「伊達市地域公共交通活性化協議会」が取り組みの実施等・・・協議して公表します。</p>	<p>伊達市地域公共交通活性化協議会規約に基づき協議会の内容を伊達市ホームページで公表します。</p>
4	P93	<p>伊達市地域公共交通活性化協議会に学生も加えてください。</p>	<p>伊達市地域公共交通活性化協議会規約に基づき委員を構成しているため、学生の参加については取組の中でアンケート調査等、学生から意見を取り入れる機会を検討していく。</p>